

9 月 教 育 委 員 会 会 議 会 録 録

日時：令和5年9月14日（木） 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和5年9月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。佐野委員と木阪委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第2号、議案第3号、報告事項4、協議事項2は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第2号、議案第3号、報告事項4、協議事項2については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、審議に先立ちまして、先般から全国放送等でも話題になっております、株式会社ホーユーの業務停止に伴う県立学校等への影響について、学校運営・施設整備室から現在の状況について報告をお願いします。</p>
<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>資料の方は準備しておりませんが、口頭で学校運営・施設整備室から「ホーユーの事業停止に伴う県立学校等への影響」について、御報告させていただきます。</p> <p>まず、ホーユーとの契約施設についてでございます。県教委所管の施設におきまして、ホーユーと給食や食事の提供の契約をしていた施設ですが、県立学校8校、青少年自然の家2施設で契約をしておりました。県立学校8校のうち5校は、定時制の給食の提供、3校は、寮における食事の提供です。また、青少年自然の家は食堂における食事の提供です。なお、市町立の小中学校においてホーユーと契約している施設はございません。</p> <p>次に、これらの施設における影響についてですが、すべての県立学校及び青少年自然の家におきまして、ホーユーから業務を引き継いだ事業者におきまして途切れることなく給食や食事の提供を行っていただいているところです。したがって、各施設におきまして給食等の提供ができなくなるなどの影響は生じていないところです。</p> <p>最後に、今後の対応についてですが、現在、すべての施設におきましてホーユーから業務を引き継いだ事業者と各施設の間で契約の変更手続き等を進めているところです。県教委としましても、会計課等の関係課と連携しながら学校等への情報提供に努めているところであり、生徒や施設利用者に不便が生じることがないように、引き続き学校</p>

<p>教 育 長</p>	<p>等を支援してまいります。以上でございます。</p> <p>ただいま学校運営・施設整備室からの報告について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>業務の方も、生徒への影響がないということで進めていただいておりますので、適正に手続きを進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思っております。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第1号山口県教育委員会表彰規則による表彰について、御説明いたします。資料①の2ページを御覧ください。</p> <p>下関市立吉見中学校の 香川 真貴子 教諭が、8月24日にご逝去されました。これに伴いまして、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、下関市教育委員会から教育功労者表彰の内申がございました。死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。急な退職に対応し、これまでのご功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、8月24日付けで教諭を表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号を承認いたします。 それでは、報告事項に入りたいと思っております。報告事項1、報告事項2については、関連がございますのでまとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、報告事項1、報告事項2について、2件を続けて説明をさせていただきます。まず、報告事項1「令和5年度山口県博物館学芸員の採用選考試験の実施について」御報告します。資料①の3ページを御覧ください。</p> <p>本採用選考試験につきましては、主に動物に関する調査研究や資料の採集、展覧会等の企画・立案に当たる専門職員を確保するために実施するもので、令和6年4月1日付で1名程度を採用することとしております。応募資格につきましては、4点ございまして、1点目に昭和44年4月2日以降に生まれた55歳未満の者であること、2点目に大学や大学院で、生物学を学んだ者であること、3点目に大学院の</p>

	<p>修士課程を修了、又は同等の研究経験・実務経験を有する者であること、4点目に学芸員の資格を有する者、又は3年以内に取得可能な者としております。以後に御説明いたします、応募期間、選考の期日等につきましては、報告事項2の文書館研究員と共通でございます。応募期間は明日9月15日から10月31日までの約1か月間半とし、1次選考、2次選考を経て、12月下旬に合格者を発表することとしており、人物重視の選考を行ってまいります。なお、4ページ以降に添付しております募集案内については、報道機関にお知らせするとともに、全国の都道府県教育委員会をはじめ、大学や大学院等、関係機関に広く送付し、県ホームページのみならず、民間の公務員試験情報サイトにも掲載を依頼するなどして、広く募集を図ってまいります。</p> <p>続きまして、報告事項2「令和5年度山口県文書館研究員の採用選考試験の実施について」御報告します。同じく資料①の14ページを御覧ください。</p> <p>本採用選考試験につきましては、主に歴史資料の調査研究や、資料の収集・整理等に当たる専門職員を確保するために実施するもので、令和6年4月1日付で1名程度を採用することとしております。応募資格につきましては3点ございまして、1点目に昭和54年4月2日以降に生まれた45歳未満の者であること、2点目に大学や大学院で日本史を学んだ者であること、3点目に大学院の修士課程を修了、又は、同等の研究経験・実務経験を有する者であることとしております。応募期間及び選考の期日、15ページ以降に添付の募集案内の取扱いにつきましては、先ほど御説明した博物館学芸員の採用選考と同様です。以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から報告事項1、報告事項2について説明がございましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは報告事項1、報告事項2については以上のとおりとします。続いて報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>報告事項3、令和5年3月の公立高等学校等卒業者及び県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御報告いたします。本調査は、県教委が進路状況を把握し、各学校の進路指導の一層の充実を図るため、毎年実施しているものです。</p> <p>まず、公立高等学校等のうち全日制・定時制課程卒業者の進路状況から御説明します。資料①の25ページには概要をお示ししておりますが、29ページをお開きください。</p> <p>第1表は、卒業者の進路別状況です。令和5年3月の欄を御覧ください。卒業者総数に対する「大学等進学者(A)」の割合は48.9%、「専修学校等進(入)学者(B)」の割合は21.1%、1つ飛ばして「就職者(D)」の割合は27.1%、「その他(E)」の割合は2.3%となっており、前年に比べて、大学等進学者の割合が増加、就職者の割合は減少しています。</p> <p>次に30ページを御覧ください。第2表は、設置者別の大学等進学状況です。表の中の「大学」の「計」の欄にお示ししておりますように、大学等進学者のうち、大学への進学者の計は3,137人であ</p>

り、大学等進学者に占める構成比は91.6%です。同様に、短期大学への進学者の計は234人であり、構成比は6.8%です。

続いて31ページの第3表は、学部系統別の進学状況です。左側の「1 大学」の表を御覧ください。大学進学者のうち進学者数が最も多い系統は、大分類「社会科学」の中の「商学・経済学」であり、639人が進学し、構成比は20.4%となっています。続いて、右側の表の短期大学については、進学者が最も多い系統は、「教育」であり、118人が進学し、構成比は50.4%です。

次に、32ページの第4表ですが、これは、大学等の所在地別にみた進学状況です。大学進学者のうち、山口県内の大学に進学した者は、「1 大学進学者」の表の中の「山口県」の列の一番下の「合計」のところにお示ししていますように、実数が861人で、構成比が27.4%となっています。同様に、短期大学進学者のうち、山口県内の短期大学に進学した者は、実数が132人で、構成比が56.4%となっています。

続いて、33、34ページの第5表は、進学者が大学・短期大学とも国公立は3人以上、私立は10人以上の学校を、地域別にまとめたものをお示ししています。

次に、35ページの第6表は、専修学校等への入学者の系統別状況です。最も多い区分は「医療」で、実数が457人、構成比が31.0%です。

続いて、就職の状況です。36ページの第7表は、就職者の職業別状況です。「区分」の列の中ほどにあります「生産工程従事者」の中の「製造・加工従事者」が685人と最も多く、構成比は36.2%です。

次に、37ページの第8表は、学科別の就職状況です。上の表は「就職者に占める各学科の状況」、下の表は「各学科に占める就職者の状況」です。例えば工業科について申し上げますと、上の表での割合が51.7%、これは就職者全体に対して工業科の卒業生が51.7%いるという意味です。下の表で工業科の割合は79.7%となっていますが、工業科卒業者のうち就職した者が79.7%いるという意味の表でございます。

続いて、公立高等学校通信制課程の卒業者の進路状況調査結果について、38ページ以降にまとめています。なお、該当校が1校であることから、主な進学先は掲載していませんが、その他の項目については、全日制・定時制の調査結果と同様にまとめています。詳細については、ここでは省略いたします。

次に、45ページからとなります令和5年3月の県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御説明いたします。47ページを御覧ください。第1表の卒業者の進路別状況についてですが、令和5年3月の卒業者のうち、進学者の割合は0.9%、就職者の割合は、34.9%、福祉施設利用者の割合は59.0%、その他については、5.2%となっています。第2表は進学先の一覧を、48ページの第3表は、就職者の職業別状況をお示ししています。さらには49ページの第4表は、利用福祉サービスの一覧です。状況を数字を追って御説明いたしました。今後も、生徒一人ひとりの進路希望の実現に向けて全力で支援していきたいと考えております。説明は以上です。

教 育 長	ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
佐 野 委 員	全日制、定時制の卒業者の所なんですけれども、皆さんいろいろな方向性に向かって羽ばたいていただいておりますんじゃないかなと思うのですが、「その他」の所が令和になって若干増えてきているんですけれども、それはどんな内容が増えてきたのでしょうか。
高校教育課長	その他の項目としましては、ちょっと字が小さくて申し訳ございませんが、上の「注5」とありまして、ここに書いてありますとおり、家事手伝いをしている者、外国の大学等に進学した者等が該当します。どんな傾向があるかについては詳細までは把握できておりませんが、外国の大学等に進学した者も数名おりますし、そのまま家事手伝いをしている者も若干いるということでございます。
佐 野 委 員	いろいろな方向性がある場合はいいんですけれども、最近ちょっと小中学校の不登校も増えているので、何か増加の理由っていうのがあるのであれば心配かなと思いました。そういう理由でなければ問題ないと思いますけれども、少し気になりました。
和 泉 委 員	36ページ、37ページで就職状況の詳細がございしますが、例えば農業科、水産科、37ページですと学科人数が下の表で292人となっておりますが、36ページの就職者の状況で農林漁業従事者の方に就職した方が16名、10名と専門学科で勉強したところに就職しておられない方が多いのかなというふうに見えたんですけれども、他の専門学科も含めて、高校で習っていることと就職先との関係の中で何か課題等があれば教えていただければと思います。
高校教育課長	委員からお示しがあつた農業について説明をすると、農業科というのが純粋に生産系とかそういうふうなものだけでなく、食物を勉強しているような農業に関する学科もございします。そうしたことから、単純に左のページの通りに農業関係だけが学科の特色を活かした就職先とは限らないという状況にはございします。そういったことでよろしいでしょうか。
和 泉 委 員	農業高校さんで農業の方でいくつかの学科をおもちかと思うんですけれども、それに関連した所に生徒たちが希望する所に行けている、そういう理解でよろしいでしょうか。
高校教育課長	必ずしも全てが全て、高校で学んだことが活かされているかと言われると、そうでないケースもあるとは思いますが、多くの生徒は今、就職につきましては極めて求人数も多い状況があつて、学んだ学びを生かした形の就職先、そちらにしっかり就職している者が多いということではよろしいと思います。
和 泉 委 員	求人される企業さん、こういった形の方もいろいろな社会的変化、

	<p>例えばDXのような人材など、求める人材も変わってきているかなというふうな気がしまして、専門学科の授業内容等もそれに合わせた方向で変えて、高校生たちが就職したときに生かせるような学びをぜひ提供していただければなというふうに思います。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>御助言ありがとうございます。新しい学習指導要領にも変わりました。社会の変化をいち早く捉えたそういうふうな授業を展開するということは非常に重要だと考えております。今後しっかり学校にも伝えていきたいと思っております。</p>
<p>藤田委員</p>	<p>資料についてですけど、大学の方は地域の方まで資料があるんですけど、就職者の県外に流出しているのとか、県内に就職しているのとかっていうのはないのですか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>この進路状況調査においては、県内、県外というところまでは調査はしておりませんが、これとは別の調査、学校基本調査でございますとか、山口労働局の方で調査がされているところであります。それによりますと県内就職というのが近年は85%以上というところを目標に取り組んでまいりました。それでその85%に近づきつつある状況です。この数年でも3%、4%上昇しております、85%に極めて近い状況にあります。県内就職はそういう状況にあります。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。 それでは、協議事項に入りたいと思っております。協議事項1について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、協議事項1、「教育振興基本計画」の最終案について、御説明いたします。資料①の50ページを御覧ください。 先の6月の教育委員会会議において、計画の素案を報告させていただき、その後、県民の皆様の御意見を幅広くお聴きするため、パブリック・コメントを実施いたしました。その結果、2の(4)にありますように合計で144件の御意見をいただいたところです。これらの御意見や、6月に閣議決定された国の教育振興基本計画の内容、最新の文部科学省等による調査結果の反映等により素案の修正を行い、最終案を作成いたしました。51ページの「(1)パブリック・コメント等を受けた主な修正内容」には代表して五つの項目を記載しています。一番右の欄のページは、別冊資料としている計画本体の最終案におけるページをお示ししています。例えば、3番目に記載の施策「⑧教育DXの推進」の内容について、デジタル化に留まらず、整備したICT環境を活用して新たな教育価値を創出する、すなわち教育DXを推進することを分かりやすく記載しました。また、その2つ下、「④教員確保と教職員の資質能力の向上」において、コミュニティ・スクールを通じた人材育成について記載するなど、修正を行っています。それから、(2)のとおり最新の調査結果に基づきデータ等の時点修正を行っています。さらには、(3)のとおり、今回新たに、推進指標の目標値を設定するとともに、国の教育振興基本計画の内容を</p>

	<p>踏まえて、記載内容を修正しています。</p> <p>4の今後のスケジュールですが、9月定例県議会における審議を経まして、次回10月の教育委員会会議において策定、公表を行います。併せて、冊子として調製し関係の皆様方に配布する予定としております。また、冊子については、計画本体と計画の概要版に加え、子ども向けの概要資料も作成したいと考えております。53ページからはパブリック・コメントに係る御意見と県の考え方について、現時点で整理しているものを添付しています。</p> <p>続きまして、73ページをお開き下さい。こちらには最終案の概要版を整理しております。概要版の内容としては、6月の素案から大きな変更はございませんが、最新調査結果の反映に伴う修正や、一部の施策における主な取組の記載の変更を反映させたりしています。一方、別冊資料の計画本文では、先ほど来、説明いたしました修正を行っているところでございます。説明は以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から協議事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>教育環境とか社会の環境が変化してきているので、そういったものが随分落とし込まれているなと思っています。そういうのをできるだけたくさんの人の目に触れてもらいたいなというのがありますので、概要版とか、子ども版も作成していただけないかなというので、子ども版といえば家庭に行くので、親御さんも見てもらえるのかなと思っていますので、その辺分かりやすいものをまとめたやつを置いたら良いかなと思っています。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>御指摘の点は非常に重要であると思っています。今まで子ども向けというのは作っておりませんでしたので、いかに分かりやすく作るかというのをしっかり工夫していきたいと思っていますし、それから子どもたちにいろいろな意見をいただいておりますので、その意見も反映しているんだよというのが何とか分かりやすく伝えられないかなというところも考えておるといところでございます。またよろしくお願い致します。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>51ページの修正内容の所の上から2番目の、コミュニティ・スクールの連携・協働体制、ICT環境を生かした取組を具体的な内容に修正する所、そこにもあるように、ほとんどの施策の所で修正していただいているので、すばらしいな、ありがたいなと思いました。より具体的になっていますし、分かりやすい言葉で書いてある所もあったので、読みやすくていいなと思いました。いいように修正していただいたので、それが先生方の目にちゃんと届くよう、先生方がこの取組みの所を見て、コミスクを活用してこういう取組みをしよう、というのがちゃんと先生方に伝わるようにしていただきたいです。次に、これは個人的なことで申し訳ないのですが、修正が効くのであれば、別冊の方の110ページにある教職員の資質能力の向上の所の、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組という所なんですけれども、そこに学校運営協議会や校内研修等とあるのです</p>

	<p>が、この学校運営協議会の後に、「参画」という言葉を付け加えていただけたらより分かりやすいのかなと思ったのですが、これは本当個人的な思いなので言わせていただきました。</p>
教育政策課長	<p>まず、小崎委員がおっしゃいました、学校の現場の先生方にも使われるというのも、先程、佐野委員からもお話がありましたけれども、いろいろな人に分かりやすく伝えていくところについては工夫していきたいと考えております。それで今の110ページの所については、関係課ともしっかりと相談をしていきたいと思っています。</p>
木 阪 委 員	<p>ウェルビーイングに関しての御意見がある中で、当初私個人的には思うことがあったのですが、これはこれでより良くしていただけているのかなというのは感じました。</p>
教育政策課長	<p>ありがとうございます。ウェルビーイングについては今回、国の教育振興基本計画の中で非常に大きく取り上げられておまして、ただ私共の方としては、教育の分野だけではなかなか実現できない、一方で教育の分野でもいろいろな努力をしていけば、ウェルビーイングの向上にはしっかりと資することができるかなと思っていますので、その辺りを反映させていただいたところでございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。 続いて、協議事項3について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>協議事項3「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（最終案）」について御説明いたします。資料①の84ページを御覧ください。</p> <p>本方針の素案については、6月の本教育委員会会議や、スポーツ推進審議会、文化芸術審議会で御審議いただいた後に、6月県議会の文教警察委員会及び産業観光委員会で報告を行いました。その後、7月から1か月間実施したパブリック・コメントや、市町への意見聴取等により、検討を深め、このたび、最終案として取りまとめました。</p> <p>まず、「1計画の概要」ですが、名称は、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」とし、10月策定を予定しています。</p> <p>次に、「2パブリック・コメントの結果」については、いただいた19件の御意見には、県方針の改革の方向性や構成を変更するような内容はありませんでした。主な意見としては、「地域クラブ活動の要件や移行の手順、モデル・イメージなど県独自の内容が盛り込まれた方針になっており、完成度が高いように見えた」というものや、「今後、生徒の相談に対する支援体制は、できれば、今のように学校を中心に相談できる体制があるとありがたい。」といった貴重な御意見をいただきました。85ページから87ページには、本教育委員会会議や、スポーツや文化芸術の審議会、パブリック・コメントでいただいた御意見をお示ししています。84ページにお戻りください。</p> <p>「3素案からの変更点」について、関係審議会やパブリック・コメ</p>

	<p>ント等の御意見を踏まえ、取組内容の充実や表現の見直しを行っています。また、県民に分かりやすい方針となるよう、注釈や用語解説を入れています。主な変更について、具体的には、枠囲みでお示ししていますが、国の動向等を踏まえ、改革推進期間終了時期以外にも、必要に応じて、方針を見直しができるように表現を修正、障害のある生徒も、地域クラブ活動に参加しやすい環境が構築されるよう内容を追記、生徒や保護者が、活動中のトラブルや人間関係の悩み等を相談しやすい体制が確保されるよう内容を追加しています。</p> <p>今後、本方針に基づき、観光スポーツ文化部や市町等と連携し、着実に取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>最後に、「4スケジュール」です。最終案について、スポーツ推進審議会、文化芸術審議会は既に開催され、了承されていますが、本教育委員会会議の審議を経て、9月定例県議会のそれぞれの所管委員会で報告した後、改めて、10月の教育委員会会議にお諮りし、成案を公表する予定としています。説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま学校安全・体育課から協議事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
小 崎 委 員	<p>質問なんですけれども、99ページの指導者の量の確保という所のアの「競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者」とありますが、高校生が入っているのは何か理由があるのでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>地域のクラブ活動になりますので、多世代との交流が行われるという事になります。高校生が指導者となるかということはまた別の視点とは思いますが、多世代との交流の中で中学生との関係をしっかりとっていただければなと思っております。</p>
小 崎 委 員	<p>106ページからの図が、パターン1からいろいろあると思うのですが、その図の①ですが、地域の指導者の中には、高校生とかは入っていないのですが、例えば地域の指導者に対しては、謝金とかそういうのが支払われるのですか。</p>
学校安全・体育課長	<p>地域の指導者に関しましては、謝金が払われる場合もありますでしょうし、ボランティアとして参加をする形もあるかと思えます。参加の形は様々であります。</p>
小 崎 委 員	<p>高校生がお手伝いとかそういう子どもたちを教えるというのは良いことだと思いますが、対外的に高校生を記載しない方が良いのかなとは思っています。高校生自体、まだやはり親の監護のもとにして育てている子どもたちなので、例えば子ども、中学生を教えていました、そのときに何かちょっと怪我がありましたとかその場でトラブルがあったときに、高校生がその場に関係しているってなった場合、ちょっと難しいのかな、荷が重いのかなというのは思います。高校生とそういう中学生とか小学生のふれあいというのであれば、まずは地域のコミュニティ・スクールとか小中高連携のそういうところで高校生と小中学生がふれあう、スポーツ等を通じて連携をする、という方にとど</p>

学校安全・体育課長	<p>めておいた方が良いのかなというのは思いました。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。また成案まで時間がございまずので検討したいと思えます。ありがとうございます。</p>
佐野委員	<p>地域移行という形ですごい大きな変化になるんじゃないかと思えますけれども、これまでの部活動の文化、そういうのが無くなってしまわないかってちょっと心配なところがあります。そういう地域指導が行われる場合の指導者さんがどういった方が担ってくださるのかなというところが一番大切になるのかなと思えます。そうなるとういう指導者の役割を担ってくれる方ということで、今、現職の教員さんがそれを担う立場にふさわしいのかなと思っているんですけれども、全くそういう指導者の方の人選とかそういう養成とか、そういったところに教育機関、学校とかが関係することはあるんでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>今のそもそものお話ですけども、例えば106ページですが、指導者の派遣の仕組みが書かれています。運営団体、クラブ活動を運営する団体の方がその指導者の派遣について確保するような仕組みになっています。その中では地域クラブ活動はそもそも学校の部活動の教育的意義や役割を継承する活動であるという定義づけをしております。単に中学生を管理する、現在でございますとスポーツクラブとかその他文化芸術活動等とは別にする必要があるのでございまず。最後にお話があったように、これまで部活動を担ってきた教員は、今度は部活動の指導者じゃなくて地域の一人として地域クラブ活動に参加するという仕組みになっておりまして、兼職兼業という仕組みで、これは学校の業務とは別に地域における主体的な活動ということで振り分けて参加ができるという仕組みになっています。参加にあたっては当然、先生の健康や福祉の観点で適切かどうかということをご指導監督する教育委員会が判断をしていきます。</p>
佐野委員	<p>単純にその指導者さんが、学校の先生がそういう指導者になりたいなというときは、地域のそういう運営団体との関係という形で、学校の方は特に関知しないということになるのでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>全く関知しないということではなくて、兼職、仕事を兼ねておられるので、先程申しましたけど、本人の健康とか福祉とかということをご考えて時間外労働時間が100時間を超えないとか、いろいろな条件が整った場合に最終的に指導監督をする教育委員会が許可を出します。その後は学校の管理職を中心にその先生方としっかり話をしながら、もうそこは関係ないですねという話にはならない。そういう方針です。</p>
和泉委員	<p>学校の部活動ということで、運動部も文化部もそうでしょうけれども、やはりこれまで学校が担ってきた教育的効果というのは非常に大きいんじゃないかと思えます。これは日本の学校教育の一つの特徴、売りでもある、この本質的なところは地域移行に移行しても生徒たち、子どもたちがクラブ活動で活躍して自己有用感を高められる</p>

	<p>というか、チームワークとかいろいろな学びができるような形でぜひ子どもたちの意見を聞きながら、いろいろな地域移行に取り組んでいただければと思います。また、パブリック・コメントなのですが、先程お話いただきましたが関心をもっている団体もそうなのですが、保護者の方々だとか実際に携わる、これに実際に主体である子どもたちの意見とかが十分にこれからも反映して行って、いろいろなケースが出てくるかと思しますので、子どもたちの意見を反映しつつ学校の文化、良い点が守れるような形で継承できるよう地域移行していければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>今、お話もありましたように、学校の部活動の良さがそのまま、そのままではなくても新たな価値を加えて、多様な世代の新たな価値を加えて地域移行を進めていければと思っていますところ。本日は方針を策定されると同時に現実問題は市町で実施されるものでございますので、月1回程度、市町の担当者と会合をもちまして先行事例のお話とか情報の共有を行うようにしております円滑な地域移行をするように努めているところ。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和5年10月18日（水） 午後1時30分を予定しております。よろしくお願いいたします。</p>